

公益社団法人 高分子学会
Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞規程
(2019年3月12日 理事会承認)

〔総則〕

第1条 高分子学会 Polymer Journal 論文賞-日本ゼオン賞（以下、本賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

〔対象〕

第2条 本賞は、若手研究者の研究奨励のために制定しており、本会が発行する Polymer Journal に優れた論文を発表した若手研究者で、論文投稿時の年齢が38歳未満の者を対象とする。ただし、論文は毎年1～12月号に掲載されたもので、対象は第一著者に限る。

2 前項における論文とは、以下の種類の論文をいう。

- 1) Original article
- 2) Note
- 3) Rapid Communication

〔賞〕

第3条 本賞の授賞件数は毎年3件以内とし、受賞者には賞状、賞牌および副賞1件30万円を贈呈する。

2 受賞者は毎年高分子学会年次大会において受賞講演を行い、それに係る旅費・滞在費を補助するものとする。

〔候補者の推薦〕

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は原則として本会会員が行うものとし、自薦、他薦は問わない。推薦にあたっては、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な資料を添えて、毎年12月31日までに Polymer Journal 編集委員長に提出する。

2 海外にあって本会会員の推薦が得られない場合は、候補者の所属機関長等が推薦者となることができる。

〔受賞者の選考〕

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

〔受賞者の決定〕

第6条 受賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

〔受賞者の表彰〕

第7条 受賞者の表彰は年次大会の会期中の表彰式で行う。

〔論文賞の英文名〕

第8条 本賞の英文名は、SPSJ Award for the Outstanding Paper in Polymer Journal 西暦年 sponsored by ZEON とする。

〔補則〕

1. 本賞は Polymer Journal 論文賞を継受するものとする。
2. この規程は理事会の承認を得て施行する。

(2005年11月11日 第175回理事会承認)
(2011年5月13日一部改正 第194回理事会承認)
(2017年3月10日一部改正 第215回理事会承認)